

「UCOM光 ネットワークカメラ」
契約約款

2019年5月27日版

株式会社つなぐネットコミュニケーションズ

(約款の適用)

第1条 株式会社つなぐネットコミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」といいます。)その他の法令の規定に基づく電気通信サービスの提供を前提とするサービスとして、この UCOM 光 ネットワークカメラサービス契約約款(料金表を含みます。以下「本約款」といいます。)を定め、これにより UCOM 光 ネットワークカメラ(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2. 本サービスに関し、本約款に定める内容と当社が別途定める個別規定の内容が異なる場合は、当該個別規定の内容が適用されるものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、当社所定の方法にて通知または公表することにより、本約款の全部または一部を変更することができるものとします。この場合、変更後の約款が適用されるものとします。

(用語の定義)

第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
IP 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(伝送の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)をいいます。
対象インターネット接続サービス	IP 通信網を使用して行う電気通信サービスであって、「UCOM 光レジデンス」その他の当社が指定するサービスをいいます。
対象インターネット接続サービス導入棟	対象インターネット接続サービスを導入し、利用するために、当社と導入対象の建物の所有者または管理組合その他管理事業者との間で所定の契約を締結し、対象インターネット接続サービスの利用ができる建物をいいます。
指定機器	本サービスを利用するために必要な機能を搭載したネットワークカメラ等の機器
UCOM 光 ネットワークカメラ	インターネットに接続された指定機器により当社に送信された画像データ等を蓄積し、当該画像データをユーザが閲覧可能とする別記に記載のサービス
ビューアソフト	インターネットに接続された指定機器により当社に送信された画像データを閲覧する際に使用する専用ソフトウェア
対象建物	UCOM 光 ネットワークカメラを導入する対象となる建物

建物ごとの契約	UCOM 光 ネットワークカメラ契約として、対象建物ごとに当社と契約者にて契約する本約款に付随する個別の契約
利用契約	本約款、建物ごとの契約を含む当社から UCOM 光 ネットワークカメラの提供を受けるための契約
契約者	当社と UCOM 光 ネットワークカメラ契約を締結している者
利用者	UCOM 光 ネットワークカメラを利用して IP 通信網に接続する者
契約者回線	契約者が指定機器を電気通信事業者のインターネットを経由して本サービスに接続するための契約者によるインターネット接続回線
本サービス用電気通信設備	本サービスを提供するために、当社の所有物として対象建物内に設置するルータ等の電気通信設備
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備
指定機器等	指定機器及び自営電気通信設備
技術基準等	端末設備等規則(昭和六十年四月一日郵政省令第三十一号)で定める技術基準及び当社が総務大臣の登録を受けて定めるIP通信網(UCOM 光 ネットワークカメラ)に係る端末設備等の接続の技術的条件

(契約の単位)

第4条 当社は、建物ごとに1つの利用契約を締結します。

(本サービスの提供条件)

第5条 契約者は、利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける条件として、以下の条件を満たす必要があります。

- (1) 本サービスの対象が対象インターネット接続サービス導入棟であること。
- (2) 本サービスの利用に必要な指定機器を保有すること。

(指定機器等の導入)

第6条 指定機器等の購入、導入に要する一時金については、契約者または契約者の指定する者と、当社または当社の指定する者との間で別途協議し、決定します。

2. 指定機器等については、契約者の希望により、別途当社の指定するリース会社からのリース契約にて提供を行うことができます。この場合、指定機器等の提供については、当該リース契約の定めるところによります。

(提供開始日)

第7条 当社は、建物ごとの契約に定める日から本サービスの提供を開始します。

(契約期間)

第8条 利用契約は、利用契約の締結日より有効となり、建物ごとの契約に規定する課金開始日から1年間を最低利用期間とします。

2. 契約者は、最低契約期間内に利用契約の解除があった場合は、第24条(月額料金の支払義務)及び料金規定にかかわらず、残余期間に対応する月額料金に相当する額を、違約金として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(権利譲渡)

第9条 契約者が分譲マンションの売主である場合、利用契約上の一切の権利及び義務を管理組合の成立と同時に管理組合に承継するものとします。

2. 前項に定めるほか、契約者が利用契約の対象である建物を第三者に譲渡する場合は、契約者は当該第三者に対して、利用契約において契約者が有する一切の権利及び義務を承継させるものとします。この場合には、契約者は事前にその旨、当社に書面により通知しなければならないものとします。
3. 前項に定める手続を行う場合、料金表に定める一時金を支払っていただきます。

(契約者の地位の承継等)

第10条 相続または法人の合併若しくは分割等により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併若しくは分割後存続する法人、または分割により設立された法人は、当社所定の書類にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2. 前項に定める手続を行う場合、料金表に定める一時金を支払っていただきます。
3. 第1項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。
4. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(著作権等)

第11条 本サービスにおいて契約者が提供を受けた指定機器からの画像、音声、映像データ等(以下「映像データ等」といいます。)を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。契約者は、利用契約に明示された場合を除き、本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできません。

(ビューソフトの提供と管理)

第12条 当社は、利用契約に伴い、当社所定の方法にて本サービス専用のビューソフトを契約者へ提供します。

2. 契約者は当社が提供したビューソフトその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
3. 契約者は、映像データ等の閲覧その他本サービスの利用にあたり、ビューソフトをダウンロード、インストールする必要があるため、この媒体として、契約者が所有または管理するパソコン等の端

末機器を要するものとします。

(ID、パスワードの管理)

第13条 当社は、本サービスの提供にあたり、契約者に対してビューソフト用のID、パスワードおよびIPアドレス(あわせて、以下「ID等」といいます。)を発行します。

2. 契約者は、当社が発行するビューソフト用のID等を善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、ID等を第三者に利用させ、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
3. 契約者によるID等の紛失、漏洩、盗難等の管理不十分、第三者による不正使用、又は契約者の使用上の過誤等により発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 契約者がID等の紛失、漏洩、盗難等により、ID等の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、当社へ届け出ていただきます。
5. 契約者からのID等についての問合せに対しては、当社所定の方法で本人確認をした上で回答します。
6. 契約者のID等は、本契約の終了時に失効するものとします。
7. 当社は、本サービスのセキュリティ向上のため自ら必要と認めた場合、ID等の桁数を変更すること又は他の認証方法を採用することができるものとします。当社が他の認証手段を採用した場合は、当該認証手段にも本条の規定が適用されるものとします。
8. 当社が契約者のID等について、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、当社にて契約者のID等の削除、変更等の措置をとることがあります。

(登録内容の変更及びその届出)

第14条 契約者は、その氏名、住所または連絡先等に変更があったときは、そのことを速やかに当社所定の方法により、当社に届け出ていただきます。

2. 前項に定める手続を行う場合、料金表に定める一時金を支払っていただきます。
3. 第1項の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を契約者から提示していただくことがあります。
4. 契約者は、支払口座に係る事項の変更があったときは、そのことを速やかに当社所定の方法により、当社に届け出ていただきます。
5. 本条に定める届出がなされなかった場合、本サービスの利用ができなくなることがあります。

(オプションサービスの申し込み)

第15条 当社は、契約者から別記に定めるオプションサービスの申し込みがあったときは、当社の定める基準に基づき、申し込みを承諾し、当社の定める方法にて契約を締結するものとします。

(オプションサービスの解除)

第16条 契約者は、オプションサービスの解除を行おうとするときは、当社所定の方法により当社に通知していただきます。

2. 前項の通知については、第17条(契約者による利用契約の解除)の規定に準じて取扱います。

(契約者による利用契約の解除)

第17条 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、利用契約を解除しようとする日の 60 日前までにその旨を当社に当社所定の書面により通知していただきます。

2. 前項により利用契約の解除があった場合は、当社は当社の本サービス用電気通信設備の資産等を撤去します。この場合において、その撤去に係る費用は、当社が負担します。ただし、撤去に際し、契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物、設備等が障害となる時は、施工内容を協議の上、契約者にその施工に要する費用を負担していただく場合があります。
3. 第 1 項の場合において、本サービスの提供が開始される前に利用契約の解除の通知があった場合は、着手した工事の部分その他当社が要した費用について、その費用相当額(消費税相当額を加算した額とします。)を負担していただく場合があります。

(当社が行う利用契約の解除)

第18条 当社は、第 20 条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止の終了後、本サービスを再び利用した際に、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったときは、その利用契約を解除することがあります。

2. 当社は、契約者が第 20 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
3. 当社は、契約者が第 33 条(契約者の義務)に違反する行為を行った場合、当該行為の解消にかかる催告を要せず、直ちに、その利用契約を解除することがあります。
4. 当社は、契約者に対し、第 21 条(是正措置)に基づく是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めるときは、何らの催告も要せず、直ちに、その利用契約を解除することがあります。
5. 当社は、契約者が以下の事由に該当した場合にその利用契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人(以下「暴力団等」といいます。)、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合。
 - (2) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。
 - (3) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
 - (4) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (5) 契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。
 - (6) 当社が契約者の契約の継続もしくは解除の意思を確認することができない場合。
6. 当社は、技術上その他の理由で本サービスを提供することが著しく困難になった場合は、その

利用契約を解除することがあります。

7. 当社は、前項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を当社所定の方法によりその契約者に通知します。
8. 当社は、契約者が第 36 条(禁止事項)に規定する行為に違反したと判断した場合、利用契約を解除する措置を講じることがあります。
9. 第 1 項から第 8 項までに規定する利用契約の解除があった場合は、当社の本サービス用電気通信設備の資産等を撤去します。この場合において、その撤去に係る費用は、当社が負担します。ただし、撤去に際し、契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物、設備等が障害となる時は、施工内容を協議の上、契約者にその施工に要する費用を負担していただく場合があります。

(利用制限)

第19条 当社は、次の場合には、契約者による本サービスの利用を制限する事があります。

- (1) 本サービス用電気通信設備または指定機器等の保守上または工事上やむを得ない場合。
- (2) その他、本サービスに係る設備上、ネットワーク上一時的な使用制限が必要と判断された場合。
- (3) 第 33 条(契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(利用停止)

第20条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 料金その他の債務の決裁に使用する契約者が指定する預貯金口座の利用が認められないとき。
 - (3) 第 33 条(契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (4) 対象インターネット接続サービスの契約において、利用停止、契約解除その他の対象インターネット接続サービスの継続に支障をきたす事由が生じたとき。
 - (5) 指定機器等に、当社以外の電気通信事業者が設置する他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (6) 契約者による本サービスの利用において、当社が本サービスの運用及び制度の維持に支障をきたすと判断した場合、当該契約者に対し事前に対処を依頼した上で、利用状況が改善しないとき。
 - (7) 前各号のほか、利用契約に定める規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障をきたし、またはきたす恐れのある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、原則としてその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 3. 前項の規定により当社からの通知があった場合、契約者は、その通知を受領後すみやかに利

用者に対し通知していただきます。

4. 上記各項の規定にかかわらず、本サービスの扱いについて、料金規定に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(是正措置)

第21条 当社は、当社において、契約者が第33条(契約者の義務)に違反する行為を行ったと認めるときは、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができます。

(本サービスの変更)

第22条 当社は、都合により契約者への事前通知なくして本サービスの内容を変更することができるものと、変更内容についてはその都度契約者に当社所定の方法により別途通知、公表するものとします。

(料金)

第23条 当社が提供する本サービスの料金は、月額料金及び一時金とし、料金表その他第6条(指定機器の導入)、建物ごとの契約に定めるところによります。

(月額料金の支払義務)

第24条 契約者または契約者の指定する者は、本サービスの提供を開始した日から起算して利用契約の解除があった日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日とします。)について、建物ごとの契約に規定する月額料金の支払いを要します。

2. 前項に定める料金の請求は、当社または当社が料金回収業務を委託する事業者が行います。
3. 第1項の規定にかかわらず、月額料金の取扱いについて、料金規定に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
4. 当社は、支払いを要しないこととされた月額料金が既に支払われているときは、当社所定の方法によりその料金を返還します。

(割増金)

第25条 契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第26条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から実際に支払いのあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(保守区分等)

第27条 本サービスの提供を受ける建物内の電気通信設備に関する当社の所有区分及び保守区分は、別記に定めるとおりです。

(契約者の維持責任)

第28条 契約者は、指定機器等を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(障害発生時の対応)

第29条 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、別記記載の「電気通信設備に関する所有区分及び保守区分」に従い、マンション内の電気通信設備を確認し、当該支障の原因が、当社の保守区分である電気通信設備であることが認められた場合には、速やかに当社にその旨連絡します。

2. 当社は、契約者から前項の連絡を受けた場合には、遠隔操作等によりマンション内の電気通信設備を試験します。当該試験結果により当社の保守区分である電気通信設備に支障があった場合には速やかに係員を派遣しこれを点検します。
3. 前項の場合において、当該支障の原因が契約者回線もしくは本サービス用電気通信設備等にあったとき、当社は、無償にてこれを修補します。ただし、その原因が指定機器等にあったとき、当社は、契約者が修理の請求を行った場合に限り有償にてこれに応じます。ただし、契約者が、当社が別途定めるオプションサービスに加入している場合はこの限りではありません。

(料金の減額)

第30条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスに係る電気通信設備により全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、月額料金の合計額を限度として、その契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って損害を賠償するものとします。なお、当該賠償については、月額料金からの減額にて応じます。
3. 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。
4. 当社は、当社の設置した本サービス用電気通信設備若しくは契約者回線に障害が生じ、または本サービス用電気通信設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその本サービス用電気通信設備を修理、若しくは復旧し、または他の電気通信事業者にその契約者回線の修理若しくは復旧を指示します。ただし、契約者が居住している建物内の契約または取り決めにより、当社の設置した本サービス用電気通信設備、契約者回線の修理若しくは復旧が 24 時間以内に実施できない場合があります。その場合は、第 2 項の規定は適用されず、料金の減額の対象時間は当社が当該建物内にて当社の設置した本サービス用電気通信設備、契約者回線の修理若しく

は復旧作業が可能となった時刻からとなります。

5. 当社は、契約者から、当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から 3 ヶ月以内に料金の減額が請求された場合にのみ、その料金の減額請求に応じます。

(承諾の限界)

第31条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等の、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を受託しないことがあります。

(映像データ等の管理責任)

第32条 本サービスにより取得する映像データ等は契約者に帰属するものであり、契約者自身の責任において映像データ等の取扱いにつき、管理し、保管するものとする。

2. 当社は、前項に定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとする。
3. 当社は、原則映像データ等の閲覧等を行わないものとする。但し、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合には、予め契約者の確認、承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとする。なお、当該行為に係る責任は全て契約者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、予め承諾するものとする。

(契約者の義務)

第33条 契約者には、以下の事項を遵守していただきます。

- (1) 利用契約に基づき、本サービスを利用するにあたり、当社の本サービス用電気通信設備、指定機器等の移動、取りはずし、変更、分解、若しくは損壊する行為、またはその設備に線条その他の導体への接続をしないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは指定機器等若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に本サービス用電気通信設備を放置し、その他本サービスに妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、本サービス用電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 本サービス用電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 本サービス用電気通信設備を本サービスの提供以外の用途に使用しないこと。
 - (6) 本サービス用電気通信設備を転貸、譲渡、質入等しないこと。
 - (7) 指定機器の設置を対象建物内に周知し、映像データ等の資産は契約者に帰属すること、および映像データ等の管理は契約者が行うものであることを周知すること。
2. 契約者は、前項の規定に違反し、またはその他の理由によりその本サービス用電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(免責)

第34条 本サービスにおいて、当社の指定機器より送付された映像データ等は、サーバ等の障害により消失する可能性があり、当社は、当該障害による映像データ等の消失に関して、復元は行いません。また、映像データ等の消失に起因する損害の補償を免れるものとします。

2. 当社は、第 18 条(当社が行う利用契約の解除)、第 19 条(利用制限)および第 20 条(利用停止)に定める場合など、当社の責めに帰さない事由により本サービスの提供を停止または終了する場合、および不可抗力などにより契約者に損害を与えた場合であっても、その責めに任じないものとします。
3. 契約者が行った第 36 条(禁止事項)に掲げる禁止行為により、当社が第三者より問合せ、苦情、請求などを当社が受けた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社が被った損害などを補償するものとします。
4. 本サービスでご利用になる指定機器にて取得する映像データ等には、被写体のプライバシー(マイクで拾われる音声に対するプライバシーを含む)、肖像権など(以下、「肖像権等」といいます)にかかる画像等が含まれる場合があります。指定機器の設置・撮影等につきましては、契約者の責任において、肖像権等を必ず考慮の上、設置・撮影等を行うものとします。もし、契約者と第三者との間で、当該権利等に関する争議等が発生した場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとします。
5. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
6. 当社は、本約款等の変更により指定機器等の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
7. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報またはソフトウェア等については、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しません。
8. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負いません。

(保証事項)

第35条 契約者は、本サービスが契約者の期待する機能・性能・価値を有すること、又は契約者の特定の目的・効果・利益その他の要求を満足することを保証するものでないことをあらかじめ確認します。

(禁止事項)

第36条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとし、利用者においても遵守させるものとします。なお、以下の行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張るなど、当該行為を誘引する行為を含みます。

- (1) 当社が提供した本サービス利用に必要な ID 等を第三者に開示する行為。
- (2) 当社もしくは第三者の著作権、営業秘密、財産、プライバシーその他の権利を侵す行為、ま

たはその恐れのある行為。

- (3) ビューソフトその他本サービスに係るソフトウェア、web 関連ツール等の改変、複製、または盗用、悪用する行為。
 - (4) 契約者以外の第三者に本サービス(ソフトウェア等)を使用させる行為。
 - (5) 第三者をひぼう、中傷し、もしくは名誉をきそんする行為またはその恐れのある行為。
 - (6) 犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく恐れのある行為。
 - (7) 公序良俗に反する画像および情報などを公開する行為、またはその恐れがある行為。
 - (8) 当社の運営を妨げるような行為、またはその恐れのある行為。
 - (9) 当社もしくは第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為またはその恐れのある行為。
 - (10) その他法令などに違反する行為またはその恐れがある行為。
 - (11) その他当社が不適切であると判断する行為。
2. 契約者が前項に違反したと当社が判断した場合、本サービスの利用契約を解除する措置を講じることがあります。

(機密保持)

第37条 契約者は、利用契約の締結により知り得た当社の営業上、技術上及び経営上の機密情報を第三者に漏洩しないものとします。

(通信の秘密の保護)

第38条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

(個人情報等の取り扱い)

第39条 当社は、個人情報等(本サービスの提供に関連して知り得た、映像データ等を除く契約者もしくは利用者の個人情報であって、氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、契約者もしくは利用者が利用するサービスの契約情報を含み、前条に規定する通信の秘密に該当しない情報をいい、以下同様とします。)を、本サービスの提供に利用するほか、別途当社が個人情報保護方針として定める利用目的(以下「利用目的」といいます。)に記載の範囲で利用します。

2. 当社は、利用目的のほか、次の場合に限り、個人情報等を第三者に開示及び提供いたします。なお、本条に定める範囲以外への個人情報等の提供により、個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)の定めに基づく第三者への提供の停止の請求を受けた場合には、当社は同法の定めに従い誠実に対応します。
 - (1) 本人の同意を得て個人情報を利用するとき。
 - (2) 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法(昭和二十三年七月十日法律第三百一十一号)、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年十一月三十日法律第三百三十七号)、その他の法令に基づき、当該法令に定められ

た範囲にて、個人情報等(映像データ等を含む)の一部を利用または提供することがあります。

(合意管轄)

第40条 当社は、契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議事項)

第41条 利用契約に関し疑義が生じた事項については、民法その他の法令に従い、当社及び契約者は誠意をもって協議し、解決するものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 本約款は、平成 25 年 1 月 7 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 本改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

(条文)

- 2 30 条(料金の減額)の文言を変更しました。
- 3 39 条(個人情報等の取り扱い)の文言を変更しました。

(料金規定)

- 4 料金規定 5(消費税相当額の加算)の文言を変更しました。

(料金表)

- 5 料金額を税別表記にしました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

(吸収分割)

- 2 平成 29 年 11 月 1 日にて、吸収分割によりアルテリア・ネットワークス株式会社から株式会社つなぐネットコミュニケーションズへ、UCOM 光レジデンスおよびこれに付随するサービス(本サービスを含む)に係る事業が承継されました。これに伴い、関連する文言を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2019 年 2 月 1 日から有効となります。

(公表年号)

- 2 公表年号を和暦から西暦へ変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2019 年 5 月 27 日から有効となります。

(条文・別記)

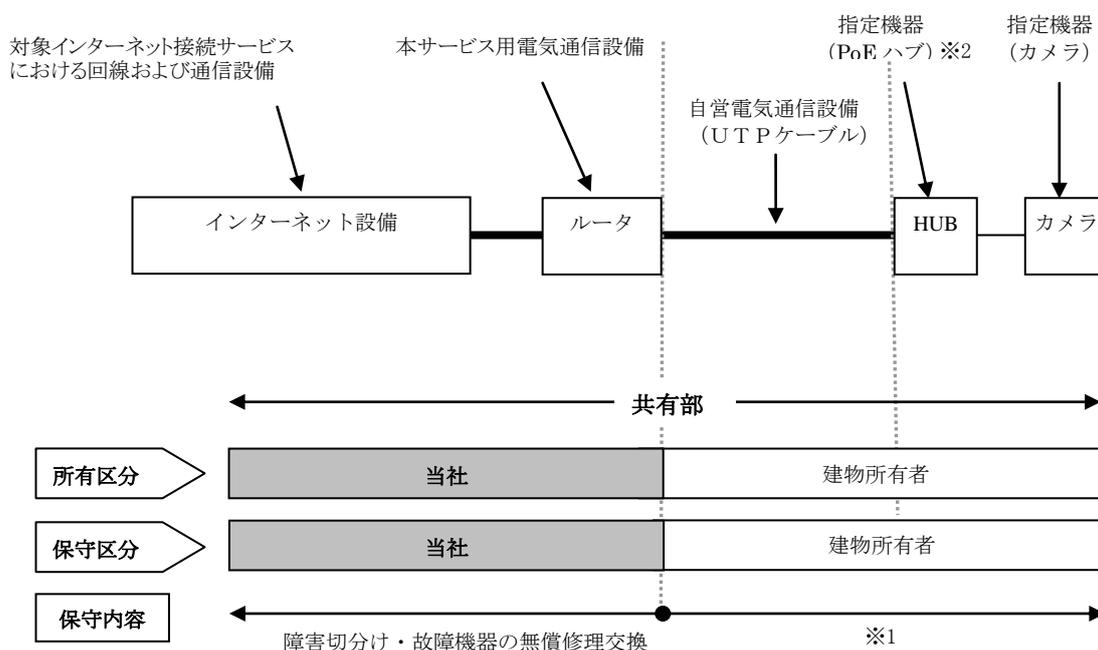
- 2 3 条(用語の定義)の文言を変更しました。これに伴い条文・別記内の文言を変更しました。

別記

1. サービス仕様

区分	仕様
対象カメラ	当社指定の IP カメラ、もしくは当社指定機器を介して接続するアナログカメラ
画像解像度	VGA(640×480 ピクセル)
フレームレート	2FPS(frame per second)
画像データ保存期間	30 日間
モニタリング機能	本サービスビューソフトにて、日時指定による保存画像の閲覧が可能です。
ライブモニタリング機能	本サービスビューソフトにてライブ画像の閲覧が可能です。
保存画像データの出力	本サービスビューソフトの利用にて、保存画像データの AVI ファイル出力が可能です。
オフライン検知	設置カメラがオフライン状態となった場合、当社での自動検知にて要因調査を行います。
安心サポート ※オプションサービス	<ul style="list-style-type: none">・定額にて、現地での障害切分け調査および故障機器の交換工事を当社にて対応します。尚、交換機器は実費対応となります。・安心サポートは、1 つの建物ごとの契約にて規定されるカメラ全台に適用します。・安心サポートの月額料金については、料金表に定めるものとし、その取扱については料金規定に定めるものとします。

2. 電気通信設備に関する所有区分及び保守区分



※1 障害切分けおよび故障機器の交換は実費対応となります。なお、オプションサービス「安心サポート」加入時は、障害切分けおよび故障機器の交換は無償対応となりますが、交換機器は実費対応となります。

※2 PoEハブは、本サービスの提供期間内に限り、ハードウェア故障に対する保証を当社にて提供する無償製品保証となります。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- ・ 利用上の誤り、または不当な修理や改造、誤接続や指定外の機器、電源使用による故障および損傷の場合。
- ・ 火災、地震、風水害、落雷およびその他の天災地変、テロ、暴動、公害、塩害、ガス害(硫化ガス等)、異常電圧による故障および損傷の場合
- ・ 消耗品および当社が寿命に達したと判断した部品を交換する場合。
- ・ 接続している他の機器、および不適当な消耗品等の使用に起因して本製品に生じた故障および損傷の場合。
- ・ 本製品の引渡し後の不適当な取扱いにより生じた故障および損傷の場合。
- ・ 契約者の使用環境や維持・管理方法に起因して生じた故障および破損の場合。

3. 料金規定

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者が利用契約に基づき支払う料金のうち、月額料金は暦月に従って計算します。

(料金の日割)

- 2 当社は、以下の場合、その月の月額料金を利用日数に応じて日割します(日割は暦日数により行います。)
 - (1) 暦月の初日以外の日の本サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日利用契約の解除があったとき。
 - (3) 本サービスの提供を開始した日利用契約の解除があったとき。

(端数処理)

- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 4 契約者は、料金その他の債務に関する費用について、当社または当社が料金回収業務を委託する事業者が定める期日までに、当社または当社が料金回収業務を委託する事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。この場合において、金融機関等に支払う手数料について、次のとおり支払いを要します。

区別	支払いを要する者
口座振込	契約者
口座振替または自動払込み	当社または当社が料金回収業務を委託する事業者

(消費税相当額の加算)

- 5 利用契約の規定により料金その他の債務の支払いを要するものとされている額は、料金表に定めるものとし、消費税相当額を加算した額を請求するものとします。なお、消費税の税率に変動があった場合には変動後の税率を適用し加算します。
ただし、第8条(契約期間)に定める最低利用期間内に利用契約の解除があった場合に契約者が支払うべき違約金についてはこの限りではありません。

(その他)

- 6 本約款に定める月額料金の金額、その課金開始日について、建物ごとの契約その他の当事者の合意にて別途定める場合はその定めるところによります。
また、建物ごとの契約その他当事者の合意において、本サービスの提供開始日、課金開始日を予定日として仮に定めた場合、当該予定日までに当事者より何ら変更の意思表示がない場合、予定日を確定日として取り扱います。

4. 料金表

月額料金

項目	単位	料金額(税別)
基本利用料	1 利用契約ごとに	3,000 円
サーバ利用料	1 カメラごとに	2,500 円
安心サポート ※オプションサービス	1 カメラごとに	300 円

一時金

料金種別	単位	料金額(税別)
契約内容の変更、利用権の譲渡等に係るもの	1 利用契約ごとに	3,000 円